

Netpress

SMB C 経営懇話会

TEL:フリーダイヤル 0120-7109-49

FAX:(03)5211-6394

URL:http://www.smbc-consulting.co.jp

税務手続きの電子化～便利&エコに貢献

ファシオ・タックス八木橋会計事務所 税理士 八木橋 泰仁

(メンターネットワーク会員)

- ・電子申告にはメリットがあり、特に所得税については税額控除等のメリットが増えます。
- ・実施には開始届出書の提出や電子証明書の取得等の手続きが必要です。
- ・電子納税も実施すれば、オフィス・自宅に居ながらにして、申告・納税が完了します。

Q

電子申告が広くアピールされています。税務署から電子申告のお願いの電話がかかってくることもあったと聞きましたが、電子申告について、概要を教えてください。

A. 所得税・法人税等の申告書を、インターネットを通じてデータで送付することをいいます。

平成16年6月から全国で国税の電子申告(e Tax)が開始され、所得税・法人税・消費税・源泉所得税はもちろん、酒税・印紙税まで申告することができます。納税も、インターネットバンキングを通じて行うことができます(後述)。青色申告の承認申請、異動届出書(住所移転等)もネットワーク上で申請することができます。

利用するためには、専用の「e Taxソフト」を国税庁のホームページからダウンロードするか、税理士に申告を依頼することによって可能です。ご自身で電子申告を行う場合には、手続きや必要なものについて、注意が必要です。

地方税の電子申告(eLTAX)も開始されていますが、現在のところ税目が限られており、市町村に関する税に関しては一部の自治体のみが対応している状況です。今後、税目も対応自治体も拡充される予定です。都道府県と政令指定都市はおおよそ対応しています。

Q

電子申告のメリットを教えてください。特に所得税確定申告についてはメリットが増えたと聞いています。

A. 紙での申告が不要でエコに貢献、使い方を覚えれば提出の手間・郵送料等を省けて便利です。所得税の確定申告では、税額控除や一部資料の添付を省略できるというメリットもあります。

電子申告は電子データで送信しますから、紙で申告する必要がありません。税務署の提出窓口には並ぶこともありませんし、郵送する場合と比較しても、郵送料がかからないというメリットがあります。

あわせて、電子納税を行うことで、金融機関の窓口には並ぶ手間も省けますから、省力化に貢献します。

なお、平成19年または平成20年の確定申告を電子申告で行うと、5,000円(1回のみ、その年の所得税額が限度)が税額控除できます(税理士が代理送信する場合も本人の電子署名があれば適用されます)。

(次頁に続く)

また、今までの確定申告では、医療費の領収書や生命保険料控除等の第三者作成書類について申告書に添付して提出することが求められていますが、電子申告する場合は記載内容を入力すれば、このような第三者作成書類の添付を省略できます。これらは、平成20年1月4日以降に入力及び送信する平成19年分以降の所得税について適用されます。また、3年間は税務署長からその書類の提出または提示を求められた場合、応じなければなりませんので、保管をしておきましょう。

[第三者作成書類] 医療費の領収書、社会保険料控除の証明書、小規模企業共済等掛金控除の証明書、生命保険料控除の証明書、地震保険料控除の証明書、給与所得・退職所得・公的年金等の源泉徴収票、特定口座年間取引報告書



電子申告を行うに当たって必要なもの・準備することを教えてください。

A. 電子申告開始届出書の提出と、電子署名のための電子証明書等が必要です。

電子申告には電子証明書を取得する必要があります。電子証明書で最も一般的なものが、市町村で発行する『住民基本台帳カード(IC)』です。発行時に電子証明書発行申請を行う必要があります。自治体によって手数料は異なるのですが、およそ1,000円程度で発行可能です。また、写真を持参し、写真つきのカードを作成すると、運転免許証やパスポートと同等な公的証明書として活用できます。

次に、電子申告開始届出書を国税庁(eTax)・地方税電子化協議会(eLTAX)に提出し、利用者識別番号を取得する必要があります。

電子証明書・利用者識別番号を入手したら、国税庁(eTax)・地方税電子化協議会(eLTAX)から電子申告用のソフトウェアを入手し(無料でダウンロードできます)、電子申告を行います。この際、電子署名を行うために、ICカードリーダー(IC-RW)が必要となります。推奨されるIC-RWは国税庁ホームページなどに掲載されていますので、参考にしてみてください。IC-RWによっては、住民基本台帳カードを読みにくいものもあるので、推奨機種を使うことをお勧めいたします。なお、税理士に申告書作成と送信を依頼する場合には、税理士の権限で申告が可能ですが(税理士に依頼する場合、電子証明書の取得とIC-RWの購入は不要ですが、本人の電子証明書を添付しない場合は5,000円の税額控除は適用されません)。顧問税理士にご相談ください。



電子納税に関して教えてください。

A. インターネットバンキングをご利用ならば、国税についてネット上で納税が可能です。

電子納税は、事務所・自宅に居ながらにして国税の納付手続が可能となることから、金融機関の窓口まで出向かなければならない、あるいは窓口が開いている時間しか納付できないなどの場所・時間的な制約がなくなるというメリットがあります。なお、地方税については平成20年3月以降に一部の税目で導入されます。

電子納税では、領収証書は発行されませんので、領収証書が必要な方は従来どおり、税務署または金融機関窓口で納付書を持参して納付を行ってください。

	登録方式	入力方式
対象税目	全税目	申告所得税・法人税・消費税のみ
納付可能な税務署	開始届出書を提出した税務署以外の税務署へも納付可能	開始届出書を提出した税務署に限定
納付手段	インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM	
パソコン・電子証明書の添付	必要(e-Taxに納付情報を登録) 電子証明書は初期登録時のみ必要	不要(納付目的コードを使用)